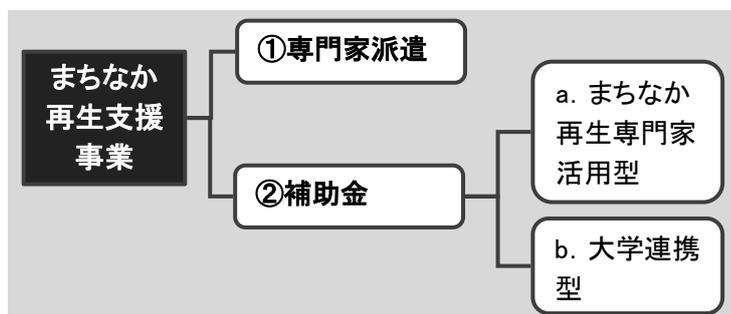


平成25年度まちなか再生支援事業 事業概要

1. 事業の概要

『まちなか再生支援事業』とは、市町村がまちなか再生に取り組もうとする際の課題への対応について、実務的なノウハウを有する外部人材の活用、または、大学との連携により対応策を講じるため、必要な経費の一部に対して助成するものです。本事業では、以下①及び②により、市町村のまちなか再生をサポートします。



① 専門家派遣	<ul style="list-style-type: none"> ■ まちなか再生に取り組もうとする市町村に対して具体的・実務的ノウハウを有する専門家を派遣し、まちなか再生に関する助言等を行うことにより、活力と魅力ある地域づくりに寄与するもの。
② 補助金	<ul style="list-style-type: none"> ■ まちなか再生に関する具体的・実務的ノウハウを有する専門家に、市町村が業務の委託等をする費用の一部を補助するもの。 ■ 補助金事業は、まちなか再生専門家の具体的・実務的ノウハウを活用する「a. まちなか再生専門家活用型」と、連携大学の教員と学生が地域の現場に入り市町村や地元関係者とともにまちなか再生に取り組む「b. 大学連携型」の2つの事業パターンがあります。

「まちなか^(※)再生」とは、まちなかの急速な衰退に伴う都市機能の低下及び地域活力の減退、一方で新たな開発に伴うまちなかの環境悪化等、まちなかの抱える様々な課題に対し、まちなかの施設整備・環境改善・維持管理、まちづくり会社の設立、地域資源のプロモーション、交通問題の解決、まちづくりに要する資金調達等を行うことにより、まちなか空間における定住人口と交流人口の拡大を図ることを指す。

※商店街を含み、居住・業務・公共・商業など各種機能を有し、周囲に比べ高い密度で定住人口及び交流人口が集中している区域のこと

2. 事業の詳細

(1) まちなか再生支援事業（専門家派遣）

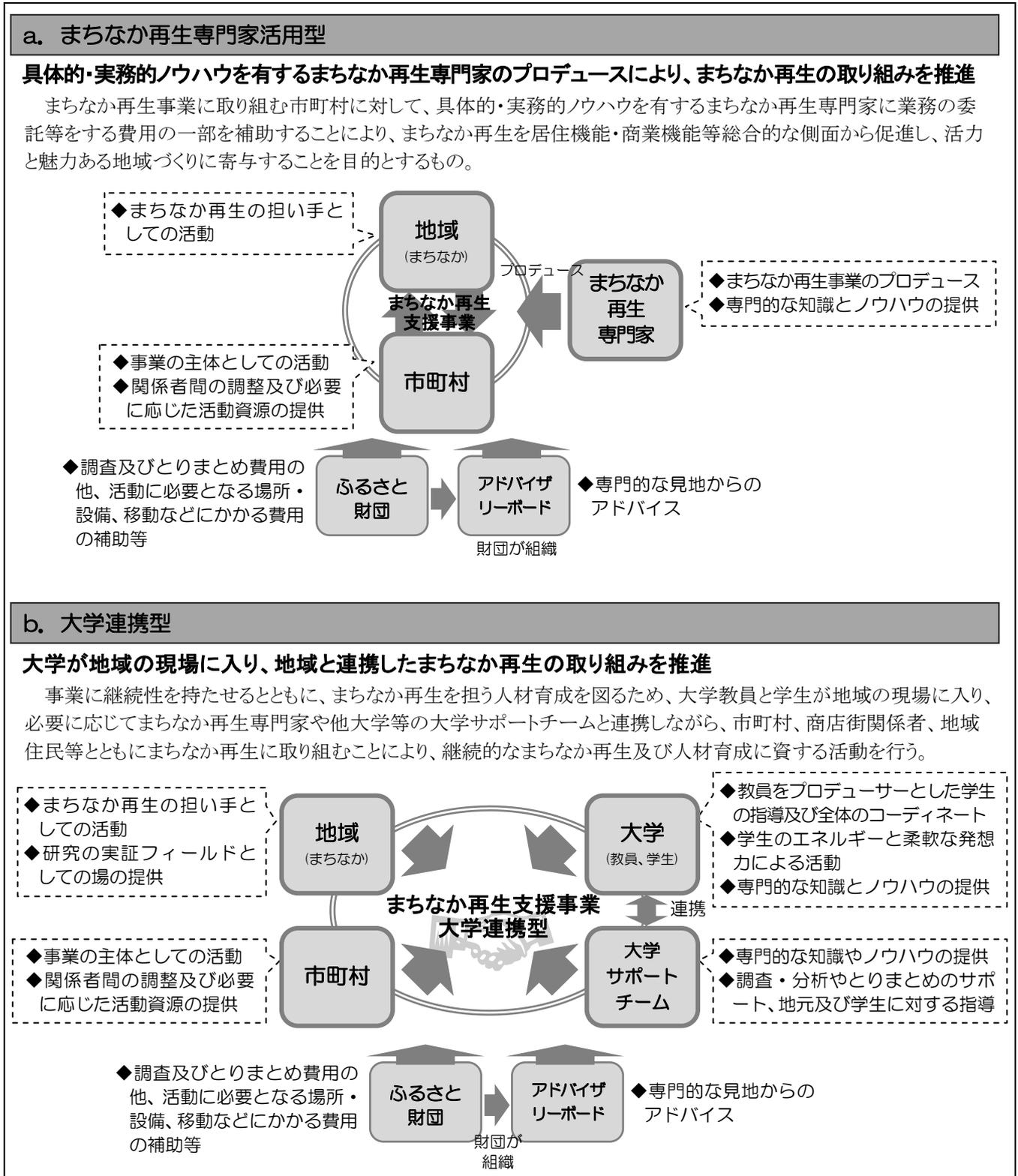
まちなか再生に取り組もうとする市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、具体的・実務的ノウハウ等を有する専門家「まちなか再生専門家」を派遣し、円滑なまちなか再生を進めるための調査・研究を行うとともに、その内容を市町村にフィードバックすることによりまちなか再生を促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とした事業です。

対象者	市町村
事業内容	まちなか再生の取り組みに対する現地調査（視察、ヒアリング、資料分析）、課題整理、アドバイス・提言、情報提供などを行います。
派遣方法	まちなか再生専門家の選任は、派遣内容を市町村と協議のうえ、財団が選任します。派遣の人数及び回数は、1件あたり4人回を上限として、1回につき2日以内の派遣とします。
経費	専門家派遣にかかる費用（旅費・謝金）について原則として財団が全額負担します。（財団の規定による。）
対象事業数	5件程度
対象期間	原則として平成26年2月末日まで

(2) まちなか再生支援事業（補助金）

まちなか再生に取り組む市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、具体的・実務的ノウハウを有する専門家に業務の委託等をする費用の一部を補助することにより、まちなか再生を居住機能・商業機能等総合的な側面から促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とした事業です。

<事業イメージ>



<補助事業の概要>

	a. まちなか専門家活用型	b. 大学連携型
補助内容	(1) 補助対象業務を行う市町村への契約費用に対する補助 (2) 補助金の交付を受ける市町村が実施するまちなか再生事業に対する助言	
補助対象事業の概要	市町村がまちなか再生専門家の具体的・実務的ノウハウを活用してまちなか再生に取り組む事業。	連携大学の教員と学生が地域の現場に入り、必要に応じてまちなか再生専門家や他大学等の大学サポートチームと連携しながら、市町村や地元関係者とともにもちなか再生に取り組むことにより、継続的なまちなか再生及び人材育成に資する活動を行う事業。
事業概念図		
まちなか再生プロデューサー	市町村から委託されたまちなか再生事業の業務を、責任を持って遂行し、まちなか再生事業全体の総合的な企画、調整、統合等を行う者。 まちなか再生専門家チームに属するまちなか再生専門家のうち、当該チームの中心となる専門家。	連携大学の教員。
契約の相手方	まちなか再生プロデューサー。	原則として連携大学（大学組織）。ただし、財団が事業を円滑に進める上で必要と認めた場合には、大学サポートチームのまちなか再生専門家と契約することを妨げない。

(※)「まちなか再生専門家」とは、まちなか再生について、具体的かつ実務的ノウハウ等を有する専門家（当該専門家が所属する法人を含む）をいう。

補助対象者	市町村
補助対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 市町村が、まちなか再生事業の推進を目的として、まちなか再生専門家(大学連携型の場合は、原則大学)と業務の委託等契約を締結するものであること。 ② まちなか再生の観点から、<u>事業実施に係る実質的成果が期待できる</u>ものであること。 ③ 市町村とまちなか再生専門家(大学連携型の場合は、大学)との連携を円滑に行う体制の整備等、<u>効果的に実施されるような仕組みを有する</u>ものであること。 ④ 市町村が、<u>継続的なまちなか再生を推進</u>するために行うものであること。 ⑤ 他の市町村におけるまちなか再生の<u>モデルとなり得る</u>ものであること。 ⑥ 補助対象業務に係る補助金等を国、独立行政法人又は他の公益法人から受けないものであること。
補助対象件数	7件程度
補助内容	【補助金】 1事業当たり700万円以内 【補助率】 補助対象経費の2/3以内 【補助対象経費】 まちなか再生専門家(大学連携型の場合は、原則大学)との契約金額の総額

<事業全体の流れ>

市町村がまちなか再生の取り組みを推進するにあたっては、まちなか再生専門家や大学等の専門的な知識やノウハウを活かして、大学連携型の場合は大学教員及び学生がまちなか再生の取り組みに参画しながら、現況の調査・分析や課題の洗い出しを行うとともに、委員や市町村、商店街関係者、地域住民等との議論をしながら、まちなか再生の方向性を提案。必要に応じてまちなか再生専門家のスキル・ノウハウ等を活用しながら、市町村とまちなか再生専門家及び大学等の連携により、まちなか再生方策を整理する。

